

## 障がい児相談支援の現状と課題について

※ 令和6年度のインテーク会議で見えてきたもの

R7.3.14 令和6年度第3回  
日高市障害者総合支援協議会 資料3

### 障害児相談支援の現状

初期相談の90%は、「〇〇放課後デイサービス」や「〇〇児童発達支援」などの障がい児福祉サービスの利用をしたい等が「入口」となっている。

相談者は、家族以外であれば、幼稚園、保育園、市役所(障がい福祉課)、保健相談センター、子育て総合支援センター「ぬくぬく」など。

### 初期相談内容の傾向

1. 申請の準備が出来ていて、利用先の目途もついている中での相談。

➡家庭から、明確にサービスの利用の意志を持っており、速やかに計画相談に繋がる。

その後も、利用に関し大きな問題も少ない、定期的なモニタリング等の関わりの継続と支援を行う。

2. 家庭が、児に対し、障がい児福祉サービスを利用した方が良いのか迷っている中での相談。

➡子供の障がい(特性など)の受容が乏しく、周囲から促されているケース。

親の本当のニーズや気持ちに気づき、状況や背景に着目して支援する。また、本人の療養の必要性との調整がポイント。

3. 入口は、サービスを利用したいとなっているが、多くの問題を抱えている家庭の中での、本人の療育支援の相談。

➡障がい児福祉サービスの利用を検討する以前に、様々な家庭の問題に直面する。

委託相談支援員では抱えきれない、関係機関との支援チームで状況を整理し、優先順位の中で、支援していく。

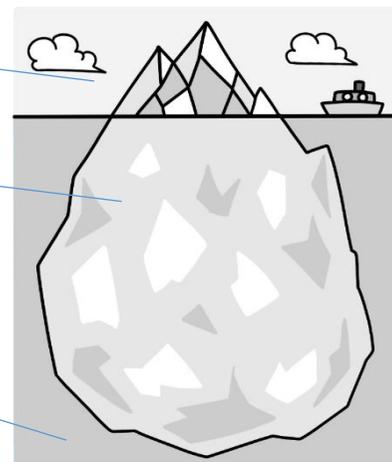
「入口」のワードは氷山の一角にすぎない。

インテーク「初回相談」やアセスメント「評価や査定」を通じて、見えていない部分を明らかにしながら、支援をしていく。関係機関、他の支援者と連携を図っていくことが重要であるということが、令和6年度のインテーク会議で分かってきた。

「〇〇サービスを利用したい」

表出されていないニーズ

様々な事情や背景



インテーク会議でのケース報告・検討委等を通じての障がい児相談支援の問題と課題の抽出

	問題	課題	課題の改善策(案)
社会資源	○対象となる、発達障がい児は増加傾向であるが、市内の事業所は少なく、圏域の事業所を利用している状況。また、サービスを受けるには医師の診断を要するが、対象の医療機関も少なく、順番待ちである。また、市内に日中一時支援・短期入所支援は無い。	○市外の事業所を利用している場合が多く、市内の利用希望のニーズの把握は出来ていない。また、受け皿の現状把握と、把握したものの評価する機会が少ない。	○市及び相談事業所で、利用状況を確認し、分析する。 ○市及び圏域の事業所の場所、特徴をまとめ、資料として提供できるようしてみる。 ➡上記の状況を市及び連絡会で行い、協議会に報告し意見交換する。
相談支援体制	○委託による基本相談事業と、サービスの計画相談事業を兼ねているため、役割分担が曖昧である。 ○委託相談の役割が確立されておらず、計画相談との連携や協力体制が上手く図れていない。 ○基幹相談支援センターがない。 ○障がい児計画相談の受け皿が少なく、今後の不足が心配である。	○相談員が、委託相談としてすべきことがわからず対応している状況がある。また、その状況を市や協議会と共有しきれていない。 ○基幹相談支援センターにおける、障がい児相談支援についての具体的な議論がされていない。 ○相談支援事業所の受け皿の数(余力)や、今後必要となる計画相談の見通しについての検討や確認がされていない事が多く、委託や基幹との重層的な協力体制が不十分な為、計画相談の業務量が増えている。(計画相談に留まらず、家族の問題解決も相談員一人で抱えている)	○委託相談、市：委託相談支援の現状の把握、共有による相談支援体制の確立。 ○市：基幹相談支援センター(計画では8年度の設置を予定)に向けた、具体化。 ○相談支援体制：協議会への報告と評価を受け、継続や見直しを図る。 ○事業所・市：計画相談の受け皿の状況や、今後の利用の見通しを確認し、相談支援専門員の確保などの対応を行う。
多問題家庭の支援	○初期相談のときに、家庭の問題や情報が少なく、支援開始後に困難さが判明する事例が多く、判明しても、支援や連携方法がわからず、相談員が抱え込み、先に進まない。	○入口がサービス利用を主訴として相談に繋がってくるため、事前の検討や確認、情報の機会がない。 ○既に家庭等の多くの問題を抱えているケースの場合、それまで既存の支援チームの支援方針、役割分担、コーディネーターの存在などの情報が、相談員として加わった時わからない。	○地域：多問題を抱える家族支援等について、サービスの依頼相談に繋げる前に調整会議を行う。 ➡市内の多職種の人や役割の理解を深める事例検討会の開催。 今後、基幹相談支援センターや児童発達支援センター(未就学児が中心となる対応など)。

○ 例えば、協議会においては、以前、基幹相談支援センターを共同設置した際に存在した、「子ども部会」(障がい児部会)(大枠)を設置し、市の児童相談支援の現状と把握に努め、基幹相談支援センターでの役割や、児童発達支援センターの設置や役割について具体的な業務内容等を確認していく。また、令和7年度から開始が予定されている、保健相談センターの「5歳児健診」などを切っ掛けに、未就学児から就学後までの切れ目のない関係機関との連携を含めた支援を検討していく。